



注意

1. 施工者は、工事の請負施工をした契約者、または下請契約を締結し、工事を施工した下請者を記入すること。
2. 請負契約金額は、当初の請負契約金額ではなく最終的に確定した請負契約金額とする
3. 「当該工事に関し購入した証紙金額」（掛金収納書によるもの）および「他から流用した証紙の対価」（他の工事またはその他から移用したもの）および「当該工事に使用貼付した証紙代金」はいずれも総額について記入するものとし、その代金を1日券、10日券別に枚数を記入すること。
4. 「職種別」は、大工、石工、土工等に分類して記入すること。
5. 「建設業退職金共済適用者」欄の延人数欄の下半分にはそれぞれ貼付使用した証紙の枚数を1日券に換算（例 1日券50枚と10日券3枚の場合は80枚とする）して記入すること
6. この報告書は、監督員に提出すること。